

第 7 期嬉野市農業委員会 第 4 回定例総会議事録

令和 6 年 11 月 1 日

嬉野市農業委員会

第 7 期嬉野市農業委員会 第 4 回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田一本黒木 外 4 筆	R6.11.1	承認
	2	五町田一本黒木	R6.11.1	承認
	3	五町田上長屋 外 3 筆	R6.11.1	承認
	4	久間本志田原 外 2 筆	R6.11.1	承認
	5	谷所二本松 外 4 筆	R6.11.1	承認
	6	谷所二本松 外 4 筆	R6.11.1	承認
	7	吉田赤仁田	R6.11.1	承認
	8	吉田赤仁田	R6.11.1	承認
議案第 2 号		農用地利用集積計画の決定について		
		所有権移転		
	1	谷所二本松 外 4 筆	R6.11.1	承認
		利用権設定（中間管理機構）		
	塩 1~14	久間本谷 外 19 筆 賃借権・使用貸借権	R6.11.1	承認
	嬉 1~6	下宿轟原 外 38 筆 賃借権・使用貸借権	R6.11.1	承認
	市 1~3	馬場下三本松 外 4 筆 賃借権	R6.11.1	承認
議案第 3 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	谷所茂手 外 3 筆 贈与	R6.11.1	許可
	2	久間城山 外 2 筆 売買	R6.11.1	許可
	3	下野一本杉四 外 1 筆 贈与	R6.11.1	許可
	4	久間白久保 売買	R6.11.1	許可
	5	岩屋川内加杭 外 4 筆 売買	R6.11.1	許可

議案第 4 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	五町田熊野 一般住宅	R6.11.1	承 認
	2	吉田杓子木 残土処分場	R6.11.1	承 認
議案第 5 号		非農地証明願について		
	1	馬場下畦川内 2 外 1 筆 宅地・原野	R6.11.1	決 定
	2	吉田大久保 外 1 筆 雑種地	R6.11.1	決 定
	3	谷所木野 外 2 筆 山林・原野	R6.11.1	決 定

第7期嬉野市農業委員会 4回定例総会議事録

- 1 招 集 年 月 日 令和 6 年 11 月 1 日
- 2 招 集 場 所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2 会議室
- 3 開 会 日 時 開会 1 1 月 1 日 午後 1 時 3 0 分 議長 石橋 勇市
及 び 宣 告 閉会 1 1 月 1 日 午後 2 時 2 5 分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 公開
可 否 ・ 理 由 農業委員会等に関する法律第 32 条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏名	出欠	備 考
会長	石橋 勇市	○	議 長	7	田中 嘉靖	○	
1	嬉野 奉文	○		8	永尾 智子	○	議事録署名
2	吉田 正幸	○		9	中村 法嗣	○	事前審査班長
3	織田 伊津子	○		1 0	峰松 善継	○	議事録署名
4	前田 安一	○	憲 章 朗 読	1 1	辻 知子	○	
5	志田 義信	○		1 2	峰 正巳	○	
6	梶原 文雄	○					

(事 務 局)

氏 名	出欠	備 考	氏 名	出欠	備 考
大 曲	○	局 長	永 田	○	主 査
西 田	○	主 任	中 山	×	

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

8 報 告 な し

9 議 案

議案第 1 号	農用地利用集積計画の解約について	8 件
議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について	別添
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による申請の許可について	5 件
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 5 号	非農地証明願について	3 件

1 0 そ の 他

それでは、定刻になりました。

本日は、全員出席でありますので、定足数に達しております。石橋会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

會長

(挨拶等) 皆様、こんにちは。早いもので 4 回目の定例総会になりました。

今後も研修や学習を行って頂き農業委員・推進委員の活動を深めて参りたい
と思います。

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号４番 前田 安一 委員にお願いします。

全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和

御着席ください。

議長

それでは、ただ今から、第7期嬉野市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。本日の議題は、報告0件、議案42件で、審議事項は42件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号 8 番 永尾 智子 委員と
10 番 峰松 善継 委員 を指名します。よろしくお願いします。

[illegible]

議長

それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。
皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 8 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長

異議無しと認めます。農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 8 番までについて 事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページから、2 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の解約分 整理番号 1 番から 8 番までについて です

貸し手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 ○○ ○○ 様、

借り手人は 農事組合法人 ○○○○

代表理事 ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字 五町田 一本黒木 甲〇〇番 外 24 筆、

地目は田畑で、面積は田が 34,140 m²、畑が 5,093 m²

田畑の合計で 39,233 m²です。

利用権区分は^{ちんしゃくけん}賃借権・^{たいしゃくけん}使用貸借権で、

目的は、米・麦・大豆・茶・牧草です。

期間は平成25年9月10日から令和12年4月7日まで で、

解約理由は、備考欄に記載されているとおりです。

なお、合意解約及び 18 条合意解約をした旨の通知を受けております、以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 （質問等）な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 異議無しと認めます。議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

[illegible]

議 長 それでは、（議案書 別添の表）議案第２号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。（１）所有権の移転について 整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表1ページをご覧ください。

所有権移転の分 整理番号1番 について です。

売り手人は 塩田町大字谷所 ○○ ○○ 様、

買い手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字 谷所 二本松 甲〇〇番 外4筆、

地目はすべて田で、面積は合計で 8,888 m²です。

所有権移転の種類は あっせんで、利用目的は「公社は当該農地を買受け、農業担い手の農業経営基盤強化に資するため」です。

対価は 反当り 600,000 円、全体で 5,331,000 円、となっています。以上です。

議長 それでは、所有権移転の分 整理番号 1 について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) な し

農業政策課 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「「無し。」と呼ぶ者あり。」

議長 無いようですので、採決に入ります。所有権移転の分 整理番号1番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権移転について 整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

次に別添の表2 ページから3 ページ、利用権設定について塩田町の分です。
皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から14番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から14番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2 ページから3 ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から14番までについて です。

貸し手人は 鹿島市 の ○○ ○○ 様、外13名様

借り手人は 中 通 の ○○ ○○ 様、外11名様です。

所在地は、大字 久間 本谷 丙○○番 外19筆、

地目はすべて田(20筆)で、面積は合計で27,829㎡です。

利用権は、^{ちんしやくけん}賃借権・^{たいしやくけん}使用貸借権で、期間は1年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から14番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から14番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から14番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

次に別添の表4 ページから5 ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号 1 番から 6 番までについて、一括審議したい
と思います。異議ありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり」

議 長 異議無しと認めます。利用権設定について 嬉野町の分 整理番号 1 番から
6 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表 4 ページから 5 ページをご覧ください。

利用権設定嬉野町の分 整理番号 1 番から 6 番までについて です。

貸し手人は 大野原 の ○○ ○○ 様、外 5 名様

借り手人は 大野原 の ○○ ○○ 様、外 1 名様です。

所在地は、大字 下宿 轟原 丙○○番 外 38 筆、

地目は田(8 筆)、畑(31 筆)で、面積は田が 4,645.38 m²、畑が 39,288 m²、
田畑の合計で 43,933.38 m²です。

利用権は、^{ちんしやくけん}賃借権・^{たいしやくけん}使用貸借権で、期間は 10 年から 20 年で新規及び再設定
です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各
要件を満たしています。以上です。

議 長 それでは、嬉野町の分整理番号 1 番から 6 番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員 (質問等) な し

農業政策課 (回答等) な し

議 長 他にありませんか。

委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。」

議 長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分 整理番号 1 番から 6 番に
ついて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について嬉野町の分
整理番号 1 番から 6 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議 長 次に、別添の表 6 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号 1 番から 3 番までについて、
一括審議したいと思います。異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長

異議無しと認めます。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 3 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 6 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 3 番までに
ついてです。

貸し手人は 冬野 の ○○ ○○ 様、外2名様

借り手人は 農事組合法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 様 です。

所在地は、大字馬場下 三本松 甲〇〇番 外4筆、

地目はすべて田で、面積が合計で 7,154 m²です。

利用権は、賃借権で、期間は11年間で、新規です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○ ○○ 様が転貸人でありま
す。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 3 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

「無し。」と呼ぶ者あり

議長

無いようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分
整理番号 1 番から 3 番について、原案のとおり承認することに異議のない委員
は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議	長
---	---

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画一括方式の決定 嬉野市の分 整理番号 1
番から 3 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

[illegible]

議長

次に、議案第３号 農地法第３条の規定による申請の許可について を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページ、整理番号 1 番、贈与 【関連案件 議案第 5 号 非農地証明願(整理番号 3 番)】による所有権の移転です。

譲渡人は 鹿島市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 岐阜市 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 谷所 茂手 乙〇〇番 外3筆、

地目はすべて田で、面積は合計で 3,637 m²です。

譲渡理由及び譲受理由は、叔母から甥へ贈与です。

図面は 5 ページから 6 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 2 番、売買(登記地目:宅地現況地目:畑)による所有権の移転です。

譲渡人は 牛 坂 の ○○ ○○ 様

譲受人は 春日市 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 城山 丙○○番 外 2 筆、

地目はすべて宅地(畑)、面積は合計で 377.07 m²です。

譲渡理由は労力不足ため、譲受理由は現況(みかん畑)のまま耕作です。

売買価格は、反当たり 2,652,027 円、全体で 1,000,000 円です。

図面は 7 ページから 8 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 宅地の分も対象になるのですか。

事務局 (回答等) 登記若しくは現況で農地であれば対象になります。

委員 (質問等) 中村委員～ 福岡の方が農業をされるのですか。

事務局 (回答等) 地元出身で頻繁に来られて農業をされています。

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番、贈与(空き家バンク登録物件購入) による所有権の移転です。

譲渡人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 太良町 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一本杉四 乙○○番 外1筆

地目はすべて田で、面積は合計で3,241 m²です。

譲渡理由は財産処分のため、譲受理由は宅地と一体で購入です。

図面は9ページから11ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありま
せんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

「無し。」と呼ぶ者あり。」

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 江北町 の ○○ ○○ 様

譲受人は 南志田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 ^{しらくぼ} 白久保 甲○○番

地目は畑、面積は702 m²です。

譲渡理由は労力不足ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり628,833円、全体で441,441円です。

図面は 12 ページから 13 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 4 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 4 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書 4 ページ、整理番号 5 番、売買(空き家バンク登録物件購入)による所有権の移転です。

譲渡人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様

譲受人は 大村市 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 岩屋川内 加杭 乙○○番 外 4 筆

地目は畑・宅地で、面積は畑が 1,288 m²、宅地(畑)が 81 m²、

畑・宅地の合計で 1,369 m²です。

譲渡理由は労力不足ため、譲受理由は宅地と一体で購入です。

売買価格は、家・農地・全部で 600,000 円です。

図面は 14 ページから 15 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 5 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委 員

(質問等) 嬉野委員～ 宅地の 5 条申請はどうなっているのですか。

事 務 局

(回答等) 畑の分は農業委員会にかけることになります。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 2 番です。

貸付人は 西吉田 の ○○ ○○ 様、

借受人は 井手川内 の 株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 吉田 杓子木 丁○○番、

地目は田で、面積は 1,493 ㎡です。

農地区分は農用地区域内農地、用途目的は残土処分場（一時転用）です。

事由は、現在、当社が運営する老人ホームに隣接する山林を切り開いており、その際に発生する残土を当社所有の駐車場へ仮置きしているが、早急に処分する必要がある、今後も開発により残土が発生することが見込まれ、土地を借受けるため一時転用となったもの ということです。

東は山林、西は田・道路、南は道路・原野、北は田です。

賃借料は、年／30,000 円です。

図面は 19 ページから 20 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

（説明等）この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長

中村班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

（事前審査の結果報告等）他の農地に影響を及ぼすこともないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

（質問等）織田委員～ また復元されるのですか。

事 務 局

（説明等）はい、復元される予定です。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

議案書 21 ページ、整理番号 1 番です。

所在地は、大字 馬場下 畦川内2 丙〇〇番 外1筆

状況は、宅地・原野 です。

事由は、申請地の内〇〇番は移動製材場として平成１年７月２８日に転用許可を受けていましたが、地目変更手続きが未完了で、現在は利用はなく現況が変わってしまい、地目の変更登記が出来ない状態です。また、丙〇〇番は、丙〇〇番の宅地の一部として利用してしまいました。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい。ということで始末書も添付されています。

東は田・ため池、西は道路・宅地、南は宅地・田、北は宅地・田・ため池 です。

図面は 22 ページから 23 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

地域担当

前田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長

地域担当・班長

中村 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議長

委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) 永尾委員～ 空き家バンクに登録されるのですか。

事務局

(説明等) 間もなく登録される予定です。

議長

委員

他にありませんか。

「無し。」と呼ぶ者あり。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長

事務局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

申請人は 春日市 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 吉田 大久保 丁〇〇番 外 1 筆
地目はすべて畑で、面積は合計で 901 m²です。
状況は、雑種地 です。

事由は、申請地は、平成 6 年頃より耕作出来ず駐車場として利用していま
した。当時より現況地目も雑種地であり、登記地目を変更するため、非農地証明
をお願いしたい ということ で顛末書も添付されています。

東は畑(雑種地)、西は雑種地・道路、南は道路・畑、北は雑種地・畑です。
図面は 24 ページから 25 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
峰 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長
地域担当

(説明等) 顛末書を添付されておりやむを得ないと判断しました。

議 長
地域担当・班長

中村 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。
(説明、事前審査の結果報告等) この申請についてはやむを得ないと判断し
ました。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のと
おり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 2 番については、原案のと
おり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 3 番です。

申請人は 鹿島市 の 〇〇 〇〇 様
所在地は、大字 谷所 木野 乙〇〇番 外 2 筆
地目はすべて畑で、面積は合計で 1,210 m²です。
状況は、山林・原野 です。

事由は、申請地は 20 年以上前から山林・原野化している状況である。登記地
目を変更し、所有権移転登記をするため、非農地証明をお願いしたい という

東は畑・山林・宅地・里道、西は堤・山林・畑、南は水路・畑、北は里道・山林・畑です。

吉田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

議長
地域担当

(説明、事前審査の結果報告等) 顛末書も添付されており問題はないと思います。

(質問等) な し

議 長
委 員

事務局

議長
委員

議	長
---	---

[全員挙手]

議	長
---	---

[illegible]

議	長
---	---

委員

議	長
---	---

第7期嬉野市農業委員会第4回定例総会を閉会します。

議長
局長

次の総会と事前審査の日程についてお知らせします。

次回、第５回の総会は、令和６年１２月２日 月曜日、午後１時３０分から、
嬉野市中央公民館 視聴覚室 で開催します。

事前審査は、11月28日 木曜日 午前8時半から実施です。
担当は5班（1Gr）です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月1日

嬉野市農業委員会第4回定例総会議長

署名委員（永尾委員）

署名委員（峰松委員）
